

令和3年9月10日

共 産 党

大規模土石流被害を防ぐための全国一律の法整備を 求める意見書（案）

静岡県熱海市で2021年7月に発生した大規模土石流被害の原因が「盛り土」だった可能性が強まり、全国各地における盛り土の安全対策が問われている。

これまでも、全国各地で盛り土による土砂崩れなどが後を絶たず、強い規制を求める声が上がっていたが、自治体任せとなっていた。

地方自治体が独自の条例を制定しているが、強く規制できる力はない。違反があった場合、停止は命じられるものの、罰金は軽く、実効性が伴わないのが実態である。また、残土を排出する建設業者や運搬業者を処罰できない問題も指摘されている。

国土交通省によれば、建設残土は年間約2億9,000万立方メートル（東京ドーム約230杯分）に達しているが、置き場が限られていること、コスト削減のため不法投棄されることも少なくないとのことである。

国土交通省は今回の土石流被害の後、盛り土の総点検を開始している。関東地方知事会は2020年、建設残土について「県域を越えて流通している上、条例で定めることのできる罰則では、不適正な事案に対する十分な抑止力となっていない」と、法整備を要望している。近畿ブロック知事会でも「全国一律に適用される最低限度の基準の設定等が不可欠」と提言している。

よって、板橋区議会は、政府に対し、全国の危険な盛り土を洗い出してただちに対策をとるとともに、厳しく対処できるよう、全国一律の法整備を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

内閣総理大臣
国土交通大臣

宛